

運賃及び料金の適用方

磐梯観光船株式会社

運賃及び料金の適用方

I 運賃の適用方

1. 2等旅客運賃

- (1) 片道2等旅客運賃は、旅客が2等の船室に片道1回乗船する場合に適用する。
- (2) 往復2等旅客運賃は、旅客が2等の船室に往復1回乗船する場合に適用する。
但し、東北(不)85は除く。
- (3) 2等旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

2. 小児旅客運賃

- (1) 次の旅客には小児旅客運賃を適用する。
 - イ. 小学校に就学している小児
 - ロ. 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児
 - ハ. 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児であって大人1名につき1名を超えるもの
- (2) 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児(団体として乗船するものを除く)の運賃であっては、大人1名につき1人分は、無料とする。
- (3) 小児旅客運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満の端数は、5円以上は切上げ、5円未満は切捨てる。

3. 団体旅客運賃

- (1) 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行するもので構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。
- (2) 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行するもので構成された15名以上の次に掲げる学校などの学生及び生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校などの長から申込みのあった場合に適用する。
 - イ. 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園(通信教育を含む)
 - ロ. 上記イ以外の国公立の学校
 - ハ. 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
 - ニ. 児童福祉法第39条の保育所

4. 受託手荷物運賃 [東北 58 に適用]

- (1) 受託手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する手荷物1個を片道1回運送する場合に適用する。
- (2) 受託手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

5. 特殊手荷物運賃 [東北 58 に適用]

(1) 特殊手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する特殊手荷物 1 個を片道 1 回運送する場合に適用する。

(2) 特殊手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

6. 小荷物運賃 [東北 58 に適用]

小荷物運賃は、荷送人からの輸送の委託を受けた小荷物 1 個を、片道 1 回運送する場合に適用する。

II 料金の適用方

1. 急行料金は、旅客が急行便を片道 1 回利用する場合に適用する。

[東北(不)85、東北(不)64、東北(不)26、東北 58 に適用]

2. 船室貸切料は、旅客が特定の船室を定員に下回る人数で専用して片道 1 回乗船する場合に適用する。

3. 前各号の料金券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

4. 小児の料金 [東北(不)85、東北(不)64、東北(不)26、東北 58 に適用]

(1) 次の旅客には小児の料金を適用する。

イ. 小学校に就学している小児

ロ. 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する 1 歳以上で小学校に就学していない小児

ハ. 大人に同伴されて乗船する 1 歳以上で小学校に就学していない小児であって大人 1 名につき 1 人を超えるもの

(2) 1 歳未満の小児の料金及び大人に同伴されて乗船する 1 歳以上で小学校に就学していない小児(団体として乗船するものを除く)の料金であって大人 1 名につき 1 人は無料とする。

(3) 小児の料金は、大人料金の半額とし、10 円未満の端数は、5 円以上は切上げ、5 円未満は切捨てる。

III 運賃及び料金の割引又は割増

1. 運賃及び料金の割引は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者に対する運賃及び料金の割引

身体障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。
適用方法

イ. 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者に分ける。

①第 1 種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ)視覚障害 1 級から 3 級及び 4 級の 1

(ロ)聴覚障害 2 級及び 3 級

(ハ) 肢体不自由

- ・上肢 1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
- ・下肢 1 級、2 級及び 3 級の 1
- ・体幹 1 級から 3 級
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - ・上肢機能 1 級及び 2 級
 - ・移動機能 1 級から 3 級

(ニ) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

- ・心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1 級、3 級及び 4 級
- ・ぼうこう又は直腸の機能障害 1 級及び 3 級
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 1 級から 4 級

(ホ) 前各号の障害の種類を 2 つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの

② 第 2 種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ) 視覚障害 4 級の 2、5 級及び 6 級

(ロ) 聴覚又は平衡機能障害

- ・聴覚障害 4 級及び 6 級
- ・平衡機能障害 3 級及び 5 級

(ハ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3 級及び 4 級

(ニ) 肢体不自由

- ・上肢 2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級
- ・下肢 3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級
- ・体幹 5 級
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - ・上肢機能 3 級から 6 級
 - ・移動機能 4 級から 6 級

(ホ) ぼうこう又は直腸の機能障害 4 級

(注) 上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号による。

ロ. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

- ① 身体障害者手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある「身体障害者乗船運賃割引申込書」を提出した場合に限る。
- ② 介護者について、身体障害者 1 名について当社において介護能力があると認められた介護者 1 名が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

ハ. 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は、次のとおりとする。

- ① 身体障害者及び第 1 種身体障害者の介護者の 2 等旅客運賃並びに急行料金については 5 割引とする。ただし、第 2 種身体障害者にあたっては、片道 101 キロメートル以上を旅行する場合に限る。
- ② 第 1 種身体障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該身体障害者及びその介

護者の 2 等旅客運賃については 5 割引とする。

(2) 被救護者に対する 2 等旅客運賃の割引

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者(以下「被救護者」という)及びその付添者で、次の適用条件に適合する者に限って、2 等旅客運賃(急行便にあたっては、急行料金を含む)を 5 割引とする。

イ. 施設又は団体

- ①児童福祉法第 12 条の 4 の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第 41 条から第 44 条までの各施設
- ②生活保護法第 38 条の保護施設
- ③社会福祉法第 2 条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの
- ④少年院法第 3 条の少年院及び少年鑑別所法第 3 条の少年鑑別所
- ⑤更生保護法第 29 条の保護観察所

ロ. 適用条件

- ①本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。ただし、被救護者が行商等営利目的として旅行する場合を除く。
- ②被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがある者であり、当社において付添が必要と認めた場合に限る。

(3) 知的障害者に対する運賃及び料金

知的障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。

イ. 知的障害者の定義

この割引適用において、知的障害者とは昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者をいい、これを次に掲げる第 1 種知的障害者及び第 2 種知的障害者に分ける。

- ①第 1 種知的障害者とは、昭和 48 年 9 月 27 日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの。
- ②第 2 種知的障害者とは、知的障害者であって前号以外の者をいう。療育手帳及び判定欄の記述が「B」のもの。

ロ. 適用条件

この割引にあたっての条件は、次のとおりとする。

- ①療育手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある「知的障害者乗船運賃割引申込書」を提示した場合に限る。
- ②介護者については、知的障害者 1 名について当該事業者において介護能力があると認められた介護者 1 名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行をする場合に限る。

ハ. 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

- ①知的障害者及び第 1 種知的障害者の介護者の 2 等旅客運賃並びに急行便にかかる急行料金については 5 割引とする。

(4) 精神障害者に対する運賃及び料金

精神障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次の定めるところによる。

イ. 精神障害者の定義

この割引の適用において、精神障害者とは平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1から第3等級に分ける。

(精神保健福祉法施行令第6条)

①精神障害者とは次に掲げる障害の等級の範囲に属するものをいう。

- (イ)1級 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級 精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級 精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

ロ. 適用条件

この割引にあたっての条件は、次のとおりとする。

①精神障害者保健福祉手帳の提示をするとともに、あらかじめ乗船券発売所等に備えてある「精神障害者乗船運賃割引申込書」を提示した場合に限る。

ハ. 割引の内容

運賃及び料金の割引の内容は次のとおりとする。

①精神障害者及び介護者の2等旅客運賃並びに急行便にかかる急行料金については5割引とする。

(5) 勤労青少年、青年学級生及び勤労青年学校生に対する2等旅客運賃の割引に次に掲げる勤労青少年、青年学級生及び勤労青年学校生で次の適用条件に適合する者に限って、2等旅客運賃(急行便にあつては、急行料金を含む)を2割引とする。

イ. 勤労青少年、青年学級生及び勤労青年学校生

①労働基準法の適用を受ける事業所若しくは事務所(以下「事業所」という)に雇用される者(以下「従業員」という)または事業所以外の箇所に、家事労務のために雇用される者(以下「家事使用人」という)であつて次の各号に該当するものをいう。

(イ)年齢が15歳以上20歳未満

(ロ)就職に際して住所を移転した者

②社会教育法の規定により開設した勤労青年学校の学校生。

ロ. 適用条件

次に掲げる代表者から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出したものに限る。

①勤労青少年が従業員の場合は、当該事業所の代表者。

②勤労青少年が家事使用人の場合は、都道府県労働局(厚生労働省設置法の定める

ものをいう)の局長。

③勤労青年学校の学校生の場合は、市区町村の教育委員会の代表者。

- (6) 往復旅客運賃に対する割引
往復旅客運賃の割引率は、復路運賃(料金を含む)を1割引とする。
- (7) 団体旅客運賃に対する割引
団体旅客運賃に対する割引率は、次のとおりとする。
 - イ. 一般団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃(料金を含む)を1割引とする。
 - ロ. 学生旅客運賃の割引率は、2等旅客運賃(急行便にあつては、急行料金を含む。)を大人(付添人を含む)については3割引、小児については1割引とする。
- (8) 回遊に係る旅客運賃、特殊手荷物運賃の割引
国内の旅客航路事業者または国内のほかの交通機関との回遊運送の旅客運賃(料金を含む)、特殊手荷物運賃の割引率は1割引とする。
- (9) 会津サポートチケット割引
県内の主要な旅館または観光施設の利用客で、数多くの施設を観光する旅客が会津サポートチケットを持参した場合、旅客運賃の1割引とする。
- (10) 企画商品に係る旅客運賃の割引
当社が企画する企画商品に係る旅客運賃(料金を含む)の割引率は、個別事案ごと運輸局長へ届出をしたところによる。
- (11) 主催旅行契約に係る旅客運賃の割引
旅行業者を営む者が企画する特定の往復又は回遊旅行の旅客運賃(料金を含む)の割引率は2割引以内とする。
- (12) 当社のホームページからプリントアウトした割引券を持参した旅客運賃(料金を含む。)の割引率は1割引とする。同行者割引は1グループまで適用とする。
- (13) コムレイドクラブ「船の旅と海の仲間の会」の個人会員が会員カードを提示した者に対して、運賃の1割引とする。同行者割引1グループまで適用とする。
- (14) 会津観光の振興と広域交流を目的とする協議会や行政機関等が推進活動のために企画する旅客運賃(料金を含む)の割引率は3割引以内とする。
- (15) 日本自動車連盟「JAF」、NEXCO 東日本の個人会員カードを提示した者に対して、運賃(料金を含む)割引率は1割引とする。同行者割引は1グループまで適用とする。
- (16) インバウンド料金(外国人客料金)旅行業者が企画するインバウンドツアーの運賃割引は次のとおりとする。
大人(基本運賃の20%割引)、大人学生(基本運賃の30%割引)、小学生(大人基本運賃の半額から20%割引)、引率の教員・通訳(大人基本運賃の半額)
- (17) 磐梯山ジオパークエリアの猪苗代町、磐梯町、北塩原村の在住者に対して期間限定のフリー乗船証を1枚1,500円で発行する。フリー乗船証を提示した者に対しては、有効期間中の運賃無料、同行者割引5名まで適用とし、基本運賃の5割引とする。
- (18) 一般社団法人 日本旅客船協会企画「国内旅客船の小児運賃を無料とするキャンペーン」として、保護者(引率者も含む)に同伴されて乗船する小学生の旅客運賃をこどもの日(平成30年5月5日)に限り無料とする。
- (19) ジェイデバイス労働組合・会津ブロックの組合会員証を提示した者に対して、運賃の1割

引とする。同行者割引は 1 グループまで適用とする。

(20) シルバー割引

身分証明証を提示した 65 歳以上の者に対して、運賃の 1 割引とする。同行者割引は 1 グループまで適用とする。

(21) 割引運賃の重複適用の禁止

割引運賃で 2 以上の割引条件に該当する場合は重複して適用しない。

(22) 端数の整理

割引後の運賃(料金を含む)の 10 円未満の端数は、切上げとする。

付 則

1. 設定届	(9)・……	平成 9 年 4 月 23 日	変更日	平成 9 年 7 月 1 日
2. 変更届	(11)(12)・……	平成 16 年 3 月 26 日	変更日	平成 16 年 4 月 1 日
3. 設定届	(13)・……	平成 16 年 9 月 15 日	変更日	平成 16 年 10 月 1 日
4. 設定届	(14)・……	平成 18 年 6 月 28 日	変更日	平成 18 年 7 月 1 日
5. 設定届	(15)(16)・……	平成 21 年 4 月 20 日	変更日	平成 21 年 5 月 1 日
6. 設定届	(17)・……	平成 21 年 7 月 3 日	変更日	平成 21 年 7 月 10 日
7. 設定届	(18)・……	平成 21 年 7 月 16 日	変更日	平成 21 年 7 月 25 日
8. 設定届	(19)・……	平成 23 年 4 月 8 日	変更日	平成 23 年 4 月 16 日
9. 設定届	(20)・……	平成 23 年 8 月 25 日	変更日	平成 23 年 9 月 1 日
10. 設定届	(21)・……	平成 24 年 4 月 3 日	変更日	平成 24 年 4 月 11 日
11. 設定届	(22)・……	平成 24 年 6 月 11 日	変更日	平成 24 年 9 月 12 日
12. 設定届	(23)・……	平成 25 年 4 月 30 日	変更日	平成 25 年 5 月 5 日
13. 設定届	(24)・……	平成 25 年 5 月 27 日	変更日	平成 25 年 6 月 1 日
14. 設定届	(25)・……	平成 25 年 7 月 17 日	変更日	平成 25 年 7 月 23 日
15. 設定届	(12)(15)(16)(18) (19)(20)(21)・……	平成 26 年 3 月 18 日	変更日	平成 26 年 4 月 1 日
16. 変更届	(18)・……	平成 26 年 4 月 11 日	変更日	平成 26 年 5 月 5 日
17. 変更届	(18)・……	平成 27 年 4 月 2 日	変更日	平成 27 年 5 月 5 日
18. 変更届	(18)・……	平成 28 年 4 月 13 日	変更日	平成 28 年 5 月 5 日
19. 変更届	(18)・……	平成 29 年 4 月 1 日	変更日	平成 29 年 5 月 5 日
20. 変更届	(18)・……	平成 30 年 4 月 10 日	変更日	平成 30 年 5 月 5 日